

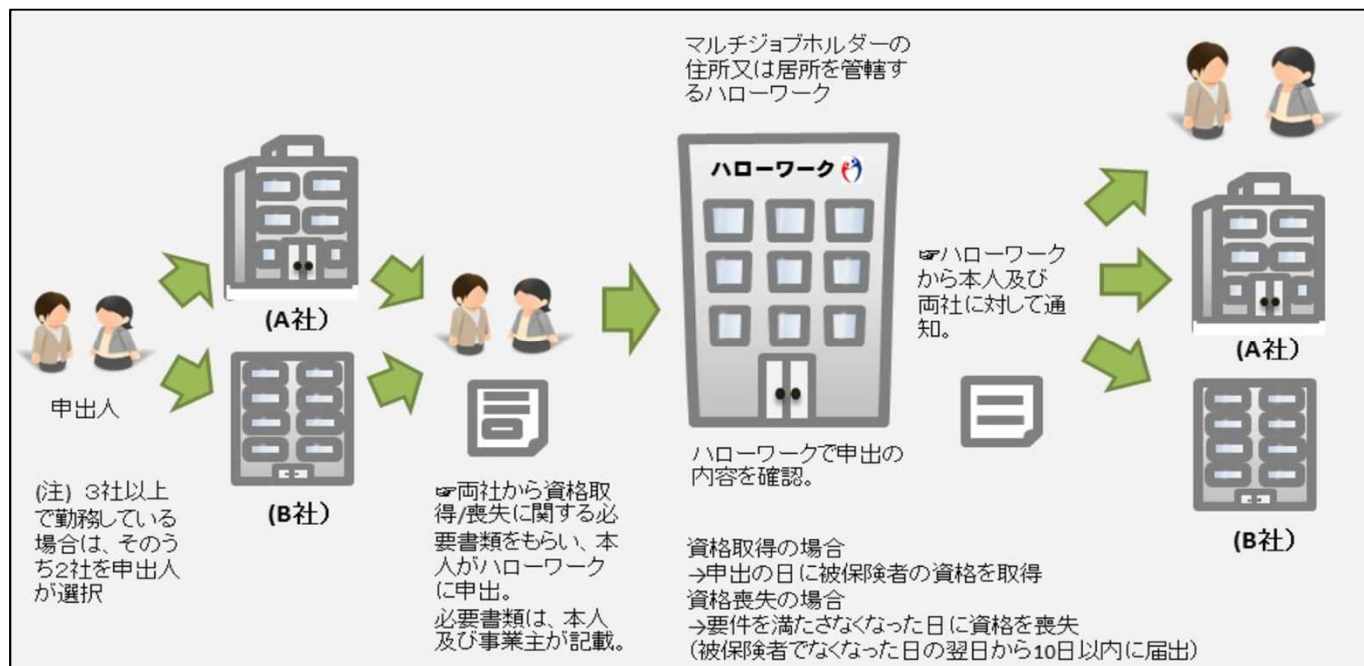
基本的な手順の流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要があります。

手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）は、事業主に記載を依頼して、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出てください。

なお、当該手続は、電子申請での届出は行っておりませんのでご留意願います。

※住所または居所を管轄するハローワーク以外では受理できません。



手続を行う際の注意点

- この制度は、本人がハローワークに申出を行った日から被保険者となるため、**申出日より前に遡って被保険者となることはできません。**
- マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から**雇用保険料の納付義務が発生します。**
- 事業主は、マルチジョブホルダーが雇用保険の資格の取得・喪失手続を行う際に、**必要な証明を行わなければならない**ことが法令で定められています。
事業主の協力が得られない場合には、ハローワークから事業主に対して確認を行いますのでご相談ください。
- 事業主は、マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、**不利益な取扱いを行ってはならない**こととされています。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の詳しい情報は

「雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレットをご覧ください」
お近くのハローワークにご相談ください。

〇〇労働局 公共職業安定所 管轄区域 検索

